

第二地区

No. 1

住民自治協議会だより

発行日：H21.3.31

発行者：第二地区住民自治協議会

平成21年2月28日(土) 第二地区住民自治協議会設立!!

平成21年2月28日(土)に城山公民館第二分館において、「第二地区住民自治協議会」の設立総会を開催し、各種団体関係者ならびに地区住民の皆さんのご賛同をいただき、同日発足しました。

第二地区は、十六の町で構成され、それぞれ生い立ちや、生活環境など特徴の異なる部分もありますが、各町とも円滑な地域運営が行われているところです。

しかしながら、少子高齢化、家族形態の多様化等の進展により生活様式が変化し、住民の皆さんの要望も複雑多様化し、加えて「お互い助け合い支えあう」という地域での連帯意識が薄らぎつつあり、災害時の安否確認や、子どもやお年寄りの安全確保策等の地域課題に対応しにくい状況が生じつつあります。

私たちは、これらの地域の変化に気づき、これをしっかりと見つめ課題を汲み取る必要があります。

住民自治協議会では、これらの課題解決のために、皆様方のご意見をお聞きし、第二地区共通の課題や各町では解決できない課題等に取り組み、より住みやすい町づくりを目指す所存であります。皆様のご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

第二地区住民自治協議会長 坂田 泰昭



* 設立総会の様子

制定された第二地区住民自治協議会会則と役員をお知らせします。

第二地区住民自治協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第二地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、第二地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。
- (5) 防災、防火、防犯に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、第二地区に居住する住民及び区内を活動範囲とする各種活動団体とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市地域振興課に置く。

第2章 組織

(組織)

第6条 本会に、評議委員会を置く。

2 本会に、必要に応じて課題別の部会を設置することができる。

(評議委員会)

第7条 評議委員会は、評議委員で構成され、区長、及び各種活動団体より選出された代表者並びに地域から選出された者が評議委員となる。

2 評議委員会に、評議委員全員で構成する総会と評議委員の代表者等で構成する常任評議会を置く。

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は評議委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 常任評議会の推薦に基づき、協議会の会長、副会長、会計及び監事を選任すること。
- (4) 常任評議会の委員を選任すること。
- (5) 会則の制定及び改廃に関すること
- (6) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(常任評議会)

第9条 常任評議会の委員は、総会において選任し、委員長は、会長がこれにあたり、副委員長は、副会長の互選により選任する。

2 常任評議会は、常設の議決機関であって、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 会長、副会長、会計及び監事を総会に推薦すること。

- (3) 評議決定した事項を会員に周知すること。
 - (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。
- 3 常任評議会の委員の定数は、26 人以内とし、女性が参画できるよう努めるものとする。

第3章 役員

(役員)

第 10 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監事 2名
 - (5) 常任評議会委員長 1名
 - (6) 常任評議会副委員長 1名
 - (7) 部会長 若干名
 - (8) 副部会長 若干名
- 2 会長及び副会長は、常任評議会及び部会の役員を兼務できる。
- 3 必要に応じて常任評議会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。
- (5) 常任評議会委員長は、常任評議会を招集して議長となる。
- (6) 常任評議会副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (7) 部会長は、担当部会の運営に当たる。
- (8) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は、1 年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

第4章 会議

(会議の招集)

第 13 条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定数等)

第 14 条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第 15 条 本会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 17 条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第 18 条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第6章 その他

(雑則)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、常任評議会で定める。

附 則

1. この会則は、平成 21 年 2 月 28 日から施行する。
2. 本会の設立初年度の役員（第 10 条）は、第 8 条の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は第 12 条の規定にかかわらず、平成 21 年度定期総会終結の時までとする。
3. 本会の設立初年度の会計年度は、第 16 条の規定にかかわらず、平成 21 年 2 月 28 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

平成20年度第二地区住民自治協議会役員

役 職	氏 名	所属等
会 長 (常任評議会委員長)	坂田 泰昭	第二地区区長会長 淀ヶ橋 区長
副会長(会計) (常任評議会副委員長)	林 進	第二地区区長会 副会長 箱清水 区長
副会長	山上 忠一	上松 区長
//	増田 一雄	第二地区社会福祉協議会長 岩石町区長
//	石坂 操	婦人会会長
監 事	下平 晴穂	設立準備会 総務委員
//	石坂 一三二	設立準備会 総務委員
福祉健康部会長	上野 仁	三輪田町 区長
環境安全部会長	諏訪部 信男	東町 区長
教養文化部会長	小林 市郎	滝 区長
福祉健康部副部会長	渡辺 和彦	城山団地 区長
環境安全部副部会長	小林 繁木	第二地区環境美化連合会長
教養文化部副部会長	高橋 友治	男女共同参画推進員 湯谷団地 区長

第二地区のまちづくりにご協力をお願いします

事務局

第二地区住民自治協議会事務局(市役所地域振興課内)

電話 224-5033 FAX 224-7964